

# Office News

April. 2021

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



## トピックス

### 5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

厚生労働省から、5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について、次のような政府の方針が表明されました。

( ) 内の助成率は解雇等を行わない場合の助成率

		4月	5月・6月
中小企業	原則的な措置 (全国)	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (9/10) 上限13,500円
	地域特例 ※1		助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	業況特例 (全国) ※2		助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
大企業	原則的な措置 (全国)	助成率2/3 (3/4) 上限15,000円	助成率2/3 (3/4) 上限13,500円
	地域特例 ※1	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	業況特例 (全国) ※2	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円

- ※1 まん延防止等重点措置実施地域において知事による要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主
- ※2 生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主

5月・6月の2か月間、原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設け、特例の対象となる企業に対し、引き続き、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断することになる予定です。

7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する予定です。



## 労務相談Q & A



シロクマ  
人事部長

パンダ先生、こんにちは。  
新型コロナウイルスの感染拡大が一向に収まる気配が無く、社内でも重たい空気が流れています。そんな中で、今月、1年に1回行っている定期健康診断を予定しているのですが、何名かの社員からコロナ感染を恐れて健康診断の受診を拒否されました。この場合、どのように対応したらいいですか？



パンダ  
社労士

シロクマ部長、こんにちは。  
新型コロナウイルス感染症の猛威が衰える気配がなく、全世界の人々が不安な日々を過ごしています。国内においても、不要不急の外出を控え、飲食店等は営業時間を短縮する等、感染防止のための努力を皆が一丸となって行っています。

そんな中、ご質問のように、病院等の医療機関への出入りを控える人の気持ちは、理解できないものではありません。

しかしながら、会社で毎年行っている定期健康診断は、健康状態を把握することで、労働時間の短縮や配置転換の措置を行い、脳・心臓疾患や生活習慣病等の発症や悪化を未然に防ぐために行われています。ということは、健康診断を受けなければ、脳・心臓疾患や生活習慣病を発症したり、持病を悪化させるリスクがあります。

したがって、従業員に対しては、健康診断実施機関では感染防止対策が取られており、感染リスクが低いことを伝え、健康診断の受診を促すようにしてください。

会社は、健康診断の実施にあたり、3密を避け、感染防止対策が十分に取られている健康診断実施機関を選ぶようにしてください。



## 今月の実務スケジュール

- 新入社員研修
- 昇(降)給、昇(降)格の給与への反映
- 健康保険料率改定(3月分保険料から)
- 転勤者の給与改定(通勤手当、住宅手当等)
- 新型コロナウイルス感染防止対策



## 連絡先

- ◆所在地: 〒573-1121 枚方市楠葉花園町 3-13-201  
★京阪本線「樟葉」駅から徒歩9分
- ◆TEL: 072-396-4870 (サンキュー労使ハナマル)
- ◆FAX: 072-396-4780 (サンキュー労使悩まん)
- ◆メール: info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ: <http://sharoshi-hasegawa.com>